

同意書

年 月 日

大分市長様

以下について、(公益社団法人)大分県宅地建物取引業協会及び(公益社団法人)全日本不動産協会大分県本部に情報提供することを同意します。

対 象 建 物	
---------	--

希望する内容 (複数可)	☐ 現状のまま賃貸希望	☐ 修繕後、賃貸・売却を希望
	☐ 現状のまま売却希望	☐ 解体後、更地にして売却を希望
	☐ その他()	

申込者記入欄	〒 住所	
	(フリガナ)	
	氏名 ⑩	
	電話番号	携帯番号
	FAX	e-mail

※ご記入いただいた連絡先に、(公益社団法人)大分県宅地建物取引業協会、もしくは(公益社団法人)全日本不動産協会大分県本部から、直接、連絡をさしあげる予定です。

※裏面をご覧ください。

【お問合せ先】

住 所 大分市荷揚町2番31号

担当課 大分市役所 住宅課 住宅活用担当班

電 話 097-585-6012

F A X 097-536-5896

空き家所有者(管理者)様へ (必ずお読みください)

- 申込をされた個人情報には本相談業務の目的以外には利用いたしません。
- 原則として、市内に空き家等を所有している人が対象となります。
- 空き家等の売買や解体等の交渉・契約は、空き家等対策協力団体の会員と空き家所有者(管理者)の話し合いのもとに行っていただきます。
- 市では、情報提供された空き家等情報を空き家等対策協力団体へ紹介をしますが、空き家等の売買や解体等の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 契約後の現地調査および交渉については、仲介手数料が必要となります。詳しくは、調査を依頼する際に取扱店にご確認ください。
- 空き家の対応先(契約先)が決まったら、市にご連絡ください。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

空き家等に関する情報提供の流れ

①空き家所有者等 ⇒ ②大分市 ⇒ ③空き家等対策協力団体(2団体)
⇒ ④各団体の会員 ⇒ ⑤空き家所有者等

- ①空き家所有者等は、大分市へ空き家等の情報提供同意書を提出する
- ②大分市は、空き家等の地図・同意書を各団体の代表者へ情報提供する
- ③空き家等対策協力団体の代表者は、各会員へ空き家等の情報提供をする
- ④取り扱いをする各団体の会員は、空き家所有者等へ連絡する
- ⑤空き家所有者等は、各団体の会員と話を進める

※空き家等対策協力団体：(公益社団法人)大分県宅地建物取引業協会及び(公益社団法人)全日本不動産協会大分県本部
会員：空き家等対策協力団体に加盟している業者